

伊勢国三重郡吉田郷小山田村

かふだいみょうじん

正一位加富大明神之記

はじめに

◆『神社記』という文書の性格上、くだけた口語訳では尊厳を冒しかねないし、限られた紙数での十分な説明はおぼつかない。このジレンマから、原文と対比しながら読み進めてもらうことを考慮、原文の形をそのまま踏んで読み替えを進行させることにした。

原文は、大きく二つの部分で構成されている。一つは古記録に基づいて様々な出来事を列挙し、祭神と神社の経歴をまとめあげた由緒書きの部分である。もう一つは、由緒を書き終えた神職が改めて神恩を讃えた文章と、社記編纂の経緯や奉納時の祈願を綴った文章からなる部分である。

由緒書きの部分は全体の八割強を占めるが、淡々と述べられ解かりやすいので、文中に○書きで用語の説明を加えるにとどめた。

一方、祈願文等については、特別な言い回しや特殊な用語が多用されているので、適宜に文章を区切って、用語の説明欄を設けると共に、文の大意を掲げて参考に供した。

◆原文の中で用いられていた「異体字」は、神名と人名に限りそのまま使用した。また、「旧字体」については、一般用語以外おおむね原文通りとした。但し、何れの場合も文字脇に○書きで常用漢字を示した。「ふりがな」については、人名・地名ともに原則として原文通りとした。また、古い言葉や特殊な用語などのふりがな(訓読)についても、格別に貴重な『昔の記録』を尊重するという立場から、敢えて原文通りとし、時に現行の訓(ま)を併記して現代文との距離を縮めるようにした。

◆年号・年代には、傍注の形で◇付き数字を置き、西暦年を示した。また、必要に応じて改元の月を丸囲み数字で表した。人名についても一部に傍注を付けたり、人名の下に○内で簡単な説明を加えるなどした。

◆全体として用語の説明に多くの紙数をさいたが、なお十分でない部分も多い。特に、神事に関わる語句の解釈については、知識に乏しい。また、参考にした手元の文献等に「偏り」がある点も否めない。単なる一片のレポートとしてご処理願えれば幸いである。

なお、句読点の多用と用語説明の頻出で、読みづらいものとなった。偏に力不足の故ではあるが、原文を読み重ねるうちに、『出来るだけ正確に』という先人の声を耳にすることになり、読みづらさに拍車がかかる結果となった。二百有余年の時を超えた人々の意に、いささかでも添いたいとの願いを了とされたい。

(平成十五年極月 日／澤野記)

伊勢国三重郡吉田郷小山田村正一位加富大明神之記

(富)

抑(おもしろ)当社『加富大明神』(かふだいみょうじん)は、三重郡内の延喜式内社(えんぎしきないしゃ)六社の一つで、化現の社(はげんやしろ)神がこの世に姿を変えて現れ、住んで居られるおやしる)である。当社の旧記(古い記録)によれば、昔はこの土地を「吉田の原」(よしたのほら)と称した。その頃、この郷の頭(ほら頭或いは豊所)に、自然の森があり「神森」(かふもり)と呼ぶ。自生の松や杉が一面に生い茂り、老樹・古木が枝をつらねていたが、樵(きり)が斧鉞(きんぎょ)「お」と「まかり」を振うこともなく、また、繁茂する草むらを牛馬が秣場(まきば)とすることもなかった。このため草むらは樹木の根を培い、木々の枝葉はいよく成長した。聞くところによれば、この森は「霊場」であると言う。

古老の伝えて言うには、その森の茂みは六、七町四方をこえる広さで、しかもその境界は限られていない。今また計ってみると十町以上ある。

ここに一人の人物が登場する。「神主・秦(はた)氏の先祖である。氏の家系は不明」この人は、森の東の辺りで、この世に姿を現された神に出逢った。

赤白黄光(しゃくびやくおうこう)の宝珠(ほうしゅ)を捧げ持ち、どっしりとした大きな岩の上に座しておられる。お姿は尊く、お顔立ちから服装まで常人とはまるで違う。伏して恭(うや)しく礼拝した。その神は、『我は「かふ森」に住む。神名(かみ)は神素戔鳥』(かみすさのとり)とお告げになられた。

古老の伝えて言うには、当社に神がお姿を現されてから当国(伊勢)に

天照皇太神(てんしやうかうだいじん) が鎮座になるまでの間に数十年を経ている。

このため、先ずその場所に榊を建て、神籬(かみがきむらぎ=玉璫をめぐらせた神籬臨の神聖な場所)のしるしとなし、直ちにその森の真ん中にお宮を建て、これをお祀りして、

『加富(かふ)大明神』と称号した。

その森の中には、自然に清水の湧き出す泉がある。その神は、『神霊(こころ)にとどまり、万民に永久不変の利益(えき)を授けること、雨の時も旱(ひび)の時もこの泉が常に増減なく湧き出ること』に例え知るべし』と託宣(たくせん=神のお告) になられた。

古老の伝えて言うには、これ以来、正月九日に多くの郷民が参拝し、

おのく幣(にぎ)を供えて種々の志願(願い事)を神に祈った。当社の

正月九日の祭りの始まりである。後の世に、境内に射場(いば)を構え、

郷民の男子が破魔弓(はまみ=魔を払い除くという神用(かみ)の弓)を携えて参詣し、的射(まじ)

を行う。今もその儀式は続く。最初に神霊が降臨し、おしるしの榊を立てた

場所は、泉の地より六、七町東にある。現在「榊田」(かきだ)と呼ぶ田地が

その旧址である。また、的射の場所は、泉の地より三、四町ばかり南の

野中であって「破魔射場」(はまいば)と称し、今でも当時の埒(を)を榊(かき)や的(てき)山

(まごやま)的(てき)を立てる小山(かき)の形が残っている。

天照大神(てんしやうおほみかみ)が当国の度会(わたい)に鎮座になられる時、東海道を
お通りになられたが、その折に加富森(かふもり)の神が神供山(かみかき)の峰において

神供(しんぐ)にお供えになり遥拝(きは)された。それ故、その所を

「御供山」(みな(やま)と名付ける。

古老の伝えて言うには、天照大神が度会にご遷幸の時、我が神は御供山の

峰に姿を現し、『我はこれ、加富の神なり』と仰せになり、石上に座された。

天照大神の当国ご鎮座いらい、国中が神宮領となったので、貢ぎ物を神宮にお供えする。

このため神供田(みなた)を選んで定めた。

古老の伝えて言うには、神供山に仮屋を建て(俗に「稲屋」(いなや)と呼ぶ)、

神宮への貢米と当社の供料に当てる稲を積み置いた。このため、積み稲を

俗に「庭穂」(わほ)と呼ぶ。また、神供山(みな(やま)のことを、今の人は

「みその山」と言う。現在の社地の東の山がそれである。

村の集落の西の山上に、神社の土地を卜し(ぼくし占定)お神祠(やしを)を建て、天照大神を

お祀りした。

現在の「神明宮」がこれである。村人は「西の宮」(にしのみや)と称している。

その昔、この郷の始まった頃、悪神や魔霊を鎮めるために郷の西の端に壇場(だんじょう

祭壇を設ける場所)を築いて、そこに石壘(せきい)を置き、地主神(ちしゅじん)を祀り、地神(ぢしん)を祀り、

お祀りした。当時の人は、これを「石神」(いしのかみ)と呼ぶ。これは吉田郷の山祇(やまみ

やまみ)の神の総社である。

後世に至って、その石壘を現在の集落の北に遷(うつ)し、祠(ほくら)を建て、これを

お祀りする。その頃の人は、この神を「せきじん」と呼んだが、今の世は訛って、これを「しゃぐじん」娑俱神」と言う。

初めて壇場を築いて地主神を祀ったその場所は、今の集落より十町ほど西に当たる。「いしかみ」「きざはし」階し」と字(あざ)する田地がその旧跡である。

〈六六八〜七四九〉

仏法の流布により、郷民挙って一字(いち)棟の堂舎を造営し、行基(ぎょうき)奈良時代の高僧に乞うて釈迦仏(しゃかぶつ)の像を安置、菩提(ぼだい)仏の悟りを祈願する道場となした。

そして、後世の人々は供養のための田地を定めた。

釈迦堂の旧跡は、現在の「堂山」(どうやま)と称する所であり、供養田は今「釈迦垣内」(しゃかいと)と字する田地である。

その昔、田畑を開き村落を形成して住み始めた頃、四辺(へん)辺(へん)は一面の野原であり、人々は禽獣(きんじゅう鳥と獣)の災いを避けるため四方に塙土(かきと)「塙めた埴(は)ちと」した。これを称して「垣戸」(かきと)と言う。

今の時代には、これを「かいと」と呼んでいる。

当時釈迦堂に安置された仏像は、今「法源寺」(ほげんじ)と号するお寺のご本尊である。

時が移り人が代わって昔の証(あかし)が失われてしまうのを恐れ、神像を刻んで崇め奉った。今、本社に安置してある神璽(みしろ)がそれで、実に利生(りしょう利益のある)の

$$(10 + 0.1) \times 100 \text{倍} = 1,100 \text{倍}$$

立派なご尊像である。

神主の言うには、ご神像に関することは『秘中の秘』であり、三玉の伝

(きんぎょのたま)と五玉の口訣(ごきょのくけつ)、そして神号の伝(ごごのたま)という

ものが伝えられているが、これらはいずれも神主ただ一人にだけ密かに

口伝えされる秘伝である。

外宮の豊受皇太神(とけうそみみみ)とよけのおおみか豊大御神が当国にご鎮座になった年に、村の西の集落にお宮を建て、これをお祀りした。安敏(やすと)の勧請(かんじよう)請迎(きんよう)まつるによる。

現在の「小山村神明宮」(おやまむらじみいみや)がこれで、安敏は、神主・秦氏の

先祖である。

また、本社の側(かたわら)傍(はた)に祠を造営して、そこに「止由気太神」(とよけだいじん)をお祀りした。

現在の末社「神明宮」がこれである。

数百の歳霜(さいそう)を送って(数百年を経て)、郷民の数は増え、家の数も年と共に多くなった。従来の耕地では、老人子供の養いにも窮する。しかし、暮らしを助けるために桑を植えようにも、五畝(ごほ)の地ではあまりに狭い(五畝の地は、「狭い土地」の表現であろう)。そこで、郷民の住居を北の山原に移し、旧宅の土地を耕して田地に変えた。

そのむかし郷民が初めて住居を構えた場所は、現在「旧垣内」(きゅうかい)と

呼ばれる字(まじな)の田地である。

枝を広げている。今の人、なお「かふもり」と呼ぶ。その清泉を、昔の

手洗水(みたり)であると言う。

（七五八―八二）

坂上田村丸(さかのうえのむらまろ)坂上田村麻呂(さかのうえのむらまろ)平安初期、饗宴に臨んだ武将・公卿が当国の国司に任じられて

以来、この国はずっと武将が恩賞としてその職に補任(ふに)地位(ちゐ)を身役人(みやくど)に取立て(と)る(と)される

（一三六三）

国となった。北畠大納言顕能卿(きたはたのたけのきよのう)が伊勢の国司に補任されて、この

(廿)

郷も国司領となり、年貢を一志郡の多藝(たげ)郷(きょう)に送ることになった。この時、郷民は

議定の由(きよりのよし)を議(ぎ)して決めた約束(よそ)を国司に伝え、国司は年貢の田地を定めた。さらに又、

郷民は当社に鬘(まけ)神饌(しんせん)を供え、神供料の田地を定めた。そして昔からの神供田には

特に餅稻を植え、内外両宮に供えると共に、当社の鏡餅の料とした。

国司の貢田は、今の社地の南の「佃(つく)と字する田地である。また、

神供田は、現在「宮蔵谷(みやぞうた)と称する場所で、田地の字は「宮蔵田」

(みやぞうた)と「宮蔵畑(みやぞうはた)という。餅稻を植えた土地は、「神田添(しんでんぞ)と

言うが、今は訛(し)って、字(あざ)は「神田がそわ」である。

当社の祭礼の時には、必ず鏡餅を供える。これまた昔からの恒例である。

右の諸々の事が終わった後、郷民はまた神前に幣を奉じ鬘(まけ)を供えて話し合い、

当社の修復に必要な茅萱(ちやむちがや)や野薦(のすいゐのすき)野澤(のさわ)を刈る場所を決め、

『後の世まで田地を鬘(まけ)鬘(まけ)べからず』と約束した。当時の人は、その場所を

「幣鬘谷(ひいぐた)と字した。秋の末に郷民が競い出て、その茅萱を刈り神殿を葺き、

野竹(のすく)を刈きって玉籬(たまき)を結むすった。

「幣田谷へいくじだに」の土地は、後世に至って田地に開墾されて貢租(こそう)の地と

なり、今はたゞその名を残すのみである。

村の西の集落に「春日大明神」(かすがひなうじん)を勧請かんじうした。今の「小山村春日」がそれであるが、年代の記録はない。

（一四六六～六九）

文正・応仁(ぶんしやう・おにに)の頃、日本国内で弓箭きうせんの難なんが起こり、西北地域で大いに乱れた。兵戦は止むことなく、互いに他領を侵して境の土地を奪った。国司への貢物は支障し、神社の供料まで掠め取られて、郷民は大いに悩まされた。しかし、郷民にはこれを防ぐ手立てがない。

その頃、丹波の国の生まれで矢田監物(やだけんぶつ)を名乗る勇士が、国の乱れを避けて当地へやってきた。郷民は大いに喜んでこの人物に従い仕え、間もなくこの郷の押領使(おしやうし)に貴兵を統率して議などを討つ職に置かれたになってもらう取り決めを交わした。

矢田氏は直ちに小城を築いて、この地を守護した。以後、代々『監物』(けんぶつ)を名乗って、既に数代を経たのである。

矢田氏と郷民が約束事を決めた場所は、現在「殿垣内」(とのかい)と字する

田地であり、お城のあった場所は、今は郷民の宅地になっている。また、

後代の監物の妻の塚(つか)に墓を高く築いて築いた墓があると言う。

矢田氏がこの地の守護になって凡そ八、九十年経つが、それが何代に

及んだということは解らない。後代の監物は、天文(てんぽ)十九年五月に

相州(そうしゅう)横(よこ)の国(くに)の小田原において討ち死にされたと言う。しかし、何の

用で東国に下り、誰と戦って討ち死にされたかは聞かない。その子の

喜太郎(きだろ)は、天正(てんしょう)の頃まで浪々としてこの処に居城した。

〈一五七七〉

天正五年に多藝の国司(北畠氏)が没落し、その後、織田信長の家臣である

瀧川左近将監一益(たきがきはきんのしやうげんのぶます=かますか)が当国に攻め入った。この時、

各地で地頭や領主が戦いに破れ、喜太郎も敗北した。相従う諸士七十余名も

ことごとく敗走したと言う。

矢田監物は庄城(しやうじやう=原文のママは城方。平地の城、或いは平野な城の意か)を築き終えて、正八幡宮を

「斎山」(さいやま)に勧請された。行者神主(ぎやうじやかんぬし)の名は安長(やすなが)である。

現在の「浦山八幡宮」(うらまはまへんぐう)が、これである。

古老の伝えて言うには、昔、洪水が山に登り岡に溢れるという前代未聞(ぜんだいみくわん)の

出来事があった。その時、西の方の郷から祠が流されて来て、神明宮の

境界地に留まった。このため、神明宮の境内を分与して、その祠の神の

鎮座の場所とした。何の神様であるかは知らない。当時の人はこれを

「流れの宮」(なれのみや)と称したが、年を経て祠は壊れ、消滅してしまった。

〈一六四四〉

その後、正保(しょうほう)元年に斎山の八幡宮を「流れの宮」の旧跡に遷す。

〈一六七三〉

さらに、延宝(えんぽう)元年に至って、この八幡宮を今の浦山へ遷座する。

矢田監物の一族で坂部村(さかべむら)の領主に萩原小太郎某(はぎはらこたろうなにかし)という人物がいた。その身貧しく、監物に扶助の地を求めた。わが郷は昔から集落が散らばっており、西に一集落、東に一集落と分かれて、まるで二つの村の様である。

そこで監物は、西の方の集落を小太郎に扶助地としてお与えになった。小太郎は、直ちに西の集落の「井戸」(いど)という所に陣屋を構え、坂部村から折々この地へお通いになり、この集落を守護された。そんな訳でここに八幡宮をご勧請になる。

今の「小山村八幡宮」がそれで、小太郎の陣屋があった土地は、現在

「西道場」(にしどうじょう)と称する地になっている。

この時、東西二つの集落のそれぞれの田地に境界を設けて、二つの村に分けた。

共に「小山村」と呼ぶ。後世、村の名を別けるに当たって、本郷(ほんごう)を

「小山村」、分郷(わけごう)を「小山村」と命名した。

古老の伝えて言うには、萩原小太郎が監物に扶助を頼んだ時、お二人は

囲碁に興じておられた。監物は戯れて、『碁の勝負によって扶助地を授け

ることにしよう』と申され、東の集落を監物、西の集落を小太郎と決めて

勝負され、西の方の集落を小太郎にお与えになられた。

こうして、矢田氏と萩原氏が共々この郷を守護されることになったのである。

後に多藝の国司没落の時、両氏は共に瀧川に破れ去った。この後、神戸(かんべ)

城主・田中兵部(たなかひょうぶ)の支配の地となり、さらにその後の数年間は、

宮木藤左衛門(みやきたうきもん)の領地となる。

〈一六〇〇〉

慶長(けいちょう)五年には関東御領(かんとうごりょう)鎌倉幕府の所領(しりょう)に、単に幕府の直轄地を表すに

〈四日市代官〉

なって、水谷九左衛門(みづたにくさもん)が支配、翌六年に今の領主である

〈武野燭主〉

土方河内守雄久侯(ひじかたわのなかひさきう)のご領知(支配)となる。

神主の秦氏は長年この郷に住み、相続して神事を司ってきたが、世の変乱を厭い

この頃居宅を波木村に移した。その関係で、波木村七郷の総社である「日宮(ひのみや)

大明神」の神主職を、古くから当社神主の秦氏が兼務したのである。

〈一五六八〉

永禄(えいりく)十一年、信長公の命で家臣の瀧川左近将監がこの地を領知し、当社の

神供領はことごとく没収されてしまう。

〈一五八三〉

天正十一年には天野周防守(あまのすわのりかみ)の知行所(ちぎょうしょ)所領(しりょう)となり、周防守の命で

「内山」(うちやま)に出郷(でしやう)出村(でむら)新田開墾(しんてんかいこん)や出作(でさく)によって本村から離れた所にある村・分村して、新田を開いた。

そこには八幡宮を勧請した。今の枝郷「内山」(うちやま)の八幡宮がそれである。

〈一五八七〉

〈一五九二〉

天正十五年、桑名城主・一柳右近(いちやなぎうこん)の所領となり、同十九年には

城主の交代で氏家内膳(うぢえいざん)の領地となった。

〈一五九四〉

その後、文禄(ぶんりく)三年に秀吉公の指図で当国の検地があり、この郷の古田から新田、

神供田、供養田に至るまでことごとく竿を入れ(間竿・間縄を用いての測量)、

すべての土地が年貢地となる。この時、矢田氏が以前決めておいた土地の境界に

従って二カ村に分け、「小山田村」、「小山村」と称号した。

古老の伝えて言うには、小山村の諸神社を造営した時、棟札や記録などに

「小山村」と書かず、古い本名を用いて「小山田村」と書き記した。

これは二つの村が昔は一つの郷であったためと言い、今もその通りである。

また、その棟札や記録などを加富の本社に奉納すると共に、それぞれの

神社にも納めた。これもまた加富大明神が吉田郷の総社である故である。

今年、神供田と当社の供料田はことごとく没収されてしまった。郷民は古くから

続いた儀礼やしきたりがなくなるのを惜しんで、この年から毎年餅米八斗を度会の

神主である松尾氏(まつぎ)へ贈り、内外両宮に供えた。またこれと併せて、餅米四斗を

当社に献上し、鏡餅の料(りょう)となした。

現在もお昔の儀礼を守って、餅米二俵を度会へ送り、同じく一俵を当社へ

献上している。

これ以来、年貢米は年ごとに上げ増しされ、運用(うんよう)憂(うれ)のママ。やらの意、或いは糶(せう)を指す「運上」の

嘆(なげ)きは月ごとに苛酷になった。暮らし向きの窮迫で平静を失った郷民は、もっぱら

地頭や領主の咎(とが)めを逃れて、老人子供を飢えや寒さから守りたいと欲するばかり。

このため互いに競い争って開墾に走り、用水の便のある処は旧跡や霊場に止どまらず、

神殿を葺く茅の刈り場として田畑に開くことを禁じた「幣田(いけ)の地」に至るまで、

ことごとく新田にしてしまった。誠に惜しむべきことである。

今の社地の四方も漸次切り開かれ、鳥居の左右は田地や郷民の宅地に変ぼう、貢租の

地となった。御井(みい)榊花した井や墓も田地の用水になり果てた。鳥居や拝殿、幣殿

(いづへ神への献品を納める殿舎) や祝詞所(のりとどころ)、御饌所(みけどころ神への供膳を調進する殿舎)まで、年とともに破壊されてしまった。実に痛ましい、悲しむべきことである。

本社も大破に及んだため、小さな祠を建て、神像を安置する。神主も自ずと任官の許可を得ることなく、数代が経過した。

神主の秦氏は、豊後守信安(ぶんごのかみあきやす)の代まで波木村に居住する。信安の嫡(ちやく)子(跡)式部丞忠安(しきぶのせうたけやす)がこの郷に帰り住む時、波木村の産子(うぶご)が神主に離れ遠ざかるのを嘆いたので、忠安の嫡子を波木村に住まわせ、波木村七郷の神職として「日宮大明神」に仕えるようにした。

後の代になって、采女村古市場に住居を移す。今なお同所に住み、代々

波木七郷の神職を務めている。

次男の清太夫正安(きよたふのまさやす)をこの郷に住まわせ、加富大明神の神主職とした。

式部丞忠安(墳墓は山田村にあり、村人これを「式部塚」と言う)の次男は

清太夫正安、その嫡子は清太夫綱安(原文振仮名)。つねやすかと言う。また、綱安の
(広)

嫡子は清太夫安廣(やすひろ)、その嫡は清太夫恒安(原文振仮名)。つねやすかである。

(後に播摩守(はまのかみ)を名乗った)

式部丞忠安は、この郷へ帰り住んだ時から、必ず日宮大明神の神事・祭礼に出向いて、奉幣式を執り行なった。このためその社参料(手当)として波木村から日宮大明神の

神田(しんでん)かたに神社に属し、讀(よみ)字(じ)田(でん)一カ所を加富神社の神主家へ寄付した。〔この田地は、
今なお当社の神主である秦氏家が保有している〕

式部丞(しきぶしやう)いらい、このことは代々続けられた。正月二十日の波木村日宮大明神の
祭礼に必ず出向いて儀式を執行し、波木村の庄屋宅で饗応(きやうおう)もてなしを
受けた。次男家ではあっても、加富の神主を以て本家とする故である。

〈一六〇二〉

慶長六年辛丑(かのとうし)の年に今の領主、土方河内守雄久侯(ひじかたかわちのかみひさひさう)が

この地をご拝領になってからは、国も静まり民も安らぎ、ようやく平静が戻った。

昔の造りに比べれば、百分の一にさえ満たないものではあったが、ここに本社を営み、

拝殿を造り鳥居を建て、無窮(むきゅう)限り(ない)の康米(こうまい)二斗(にぶ)播(は)き(な)い(繁榮の意)を祈る。時は

〈一六〇六〉

慶長十一年丙午(ひのえのうま)、十月十三日に遷宮の儀式を執り行った。

これによってご神威(しんゐ)神(かみ)の盛(さか)は再び輝いた。利生(りしょう)松(まつ)の恵(めぐみ)、養生(やうじやう)利(り)益(えき)とは殊更に

〈一六四三〉

盛んである。寛永(かんゑい)二十年にはまたく社殿を造営した。その造りは旧社殿に

一六四三年

比べてすこぶる勝るものであった。遷宮の式は同年の八月十九日に執り行う。

〈一六四四〜一六四六〉

寛永年中になって再び内山(うちやま)に出郷し、八幡宮を再建した。

〈一六七二〉

また、寛文(かんぶん)十一年には、加富の本社を修造した。八月十八日に正遷宮。

〈一六七三〜一八二〇〉

延宝(えんぽう)年中に京都の産・平野某(ひらのたがし)という者がやって来て新田を開発し、

西山の神

その地に産土の神(うぶのくみ)うぶなみ(生れた地)守(まも)り神(かみ)である八所御霊(はつしよごれう)を勧請した。

内山の出郷は「西山」(にしやま)と称し、新田は「平野新田」(ひらのしんでん)と呼ぶ。

用水のために池を作り、辨財天神(原のママ。辨財=べきいてん)を勧請して守護神とした。

今の枝郷西山の「御霊神社」(これのじんじや)がこれで、願主は平野清左衛門

(このせいぎも) と言う。

へ二六八

貞享五年辰(た)の年に本社を修造、七月に正遷宮(しょうせんぐう)の式を執り行う。

神主は、清太夫安廣である。

へ二六九

元禄(げんろく)十二年己卯(あ)の年、領主・土方市正雄豊侯(むかいたいあかまつよう)の

命で当社ならびに神明宮〔西之宮〕、正八幡宮〔浦山〕、合わせて三カ所の修造料

(しやうりよう=修造)として、新田一カ所五畝(せ)十歩(ぶ)のご寄付があった。

その時、寺社奉行・不破藤太夫(ふはとうだゆう) 郡奉行・梅戸権右衛門(むめとこんえもん)

大目付・近藤又右衛門(こんどうまたも) 連印の年貢免許(免除)の証文が奉納

された。これにより年々に修理を加え、国家の祈祷に備えているのである。

清太夫安廣の嫡子は、吉田管領(よしかんりよう=吉田の神社・職をたばねた吉田家のこと)に申し出て神道の

裁許状を貰い、秦播磨守恒安を名乗った。恒安は伝統を重んじ、幾歳月を経て絶えたり

廃れたりしてしまった大事な儀礼やしきたりを、存続・興隆することに努めた。しかし、

不幸にして早く世を去る。このため、弟がその箕弓(ききう=原文のママ。ひきま=遺業、家業)を継ぎ、

吉田管領に申し出て讃岐守利安(きぬきのかみとしやす)を名乗る。正徳(しょうとく)三年癸巳(みづのとみ)

の年の八月二十八日には、「正一位」の神階(しんかい=聖が神に奉る位階)を願い出、管領の

ト部兼敬卿(うぶのかねきやう) がこれを取り次いで、宗源宣旨(そうげんせんじ=吉田家が神社に位階や神号を

皇た文書(こ)を以て神位(しんゐ)を授けられた。ご尊号は『正一位加富大明神』。

このことは、当社が正しく「延喜式内の神社」であることを世間に一層明白にするものであった。

神主の利安は長い間、祠事(じし)に仕え、今年で既に八旬(はちじゅう)に余る。

一七五

その跡取りが家業を盛りたて引き継いで、明和(めいわ)二年乙酉(きのと)の年の正月に

吉田管領に申し出て裁許状を貰い、秦筑後守藤原息安(はたちのかみふじわらのやす)を名乗る。

併せて、正一位加富大明神のご神号を願ひ出て、管領・卜部兼雄卿(うらべのかねきょう)

御みずからご染筆(せんぴつ)のご神号を授けられた。



よく／＼思いをめぐらせば、瓊矛(たまほ)の代(よ)、鷗羽(うは)の時に天降(あまくだり、

【古事記などで語られる国造りや天孫降臨の神話に登場する「玉の矛」(たまのほ)と

「鷗の羽」(うは)によって、神武天皇以前の「神々の時代」を表現したもので

あろう。玉の矛は国土を造るとき海中をかき回したという矛、鷗の羽は神武天皇が生まれた産屋の屋根を葺くのに用いたという鷗の羽根のこと】

随彦(すねひこ)を平らげた後、わが璽劔(じけん) 永く皇統(こうとう)に伝わり、

【随彦は、神武天皇東征のとき抵抗した大和の国の土豪「長髓彦」(ながすねび)のこと。

璽劔(たいけん)は「劔璽」(けんじ)を指したものと恐れられ、皇位のしるしと

される二種の神器のうちの「草薙劔(くさなぎのつるぎ)」と「八咫瓊勾玉(やなぎのまがたま)」。

皇統(こうとう)は、天皇の血筋のこと】

天壤(あめつち)と共に無疆(むきょう)にして、一天の鴻基(いつてんのこうき)と四海(しかい)の鎮護(ちんご)

である。

【天壤は天地、無彊は無限の意で、「天壤無窮」(てんじやうむきやう) という言葉と同じ。天地と共に極まりのないこと、永遠に続くこと。一天の鴻基は、天皇が天下を治めるといふ大事業の基礎・基盤の意。四海は、国中を指す】

その神靈は彼国(かこに)に垂跡(すいじゃく)し此国(こくに)に降臨し、其処(そこ)に化し此地(こくに)に現じて、神徳(しんとく)を施し、妙化(みよか)を布(ふ)きたまう。

【垂跡は「垂迹」の字が正しく、仏・菩薩が衆生を救うために仮の姿をとってこの世に現れること、「降臨」も「化し」化現」もほぼ同義。神徳は、神の功德・威徳のこと。妙化は「冥加」に通じ、目に見えぬ神仏の助力、ご加護の意味であろう。布は、広く隅々まで行きわたらせるという意味】

当社は、まことに延喜式内三千一百三十余座に列せられる神の御社で、お祀りする神は徳化利生(とくかしやう)の太神(おんかみ)である。

【延喜式内とは、平安時代初期の法制書『延喜式』の中の神名帳に記載されている神社のこと、その数は三三三三座(二八六一社)に及ぶ。因に、三重郡内の式内社は、江田・加富・神前・小許曾・足見田・椿岸の六つの神社である。徳化利生の太神は、特にご神徳の高い大神(おおかみ)の意味であろう】

これによって、我朝(わがちやう)を守護する国家の祈禱所として、神祇官幣(しんきかんぺい)を案下(あんか)に奉る社とされている。

【我朝は、わが国の意。神祇官幣は、神の祭祀を司り諸国の神社を掌握する役所(＝神祇官)が、一定の社格をもつ神社に使者(＝官幣使)を送って捧げる幣帛(はく)の(いはく神の捧げ物。みづからぎにきくともいう)のこと。案下は机の下の意で、案下に奉るは、謙讓を表す言い回し。差し上げる、献上するの意味】

およそ森羅万象(しんらまんざう)蠢動含靈(しゅんどうがんれい)何か太神の恩籙(おんあそ)を蒙らないものがあるであろうか。仰ぐべきである、信じるべきである。

【森羅万象は『森羅万象』(しんらばんしやう)のこと、宇宙間に存在する一切の物事の意。⑪

蠢動は虫などがうごめくこと、含霊は靈魂を有するもの・人間やその他の生き物のこと。蠢動含霊は、この両者を合わせて「生きとし生けるもの総べて」という意味であろうか。恩頼は「恩頼」(みたまのたより)のことで、神恩・神のおかげの意】

◆大意Ⅱよく考えてみると、わが神は、神代に地上へご降臨になり、諸国をご平定になったが、その神(天子)のおしるしの品は、その後も連綿として天皇のお血筋に伝えられ、天地と共に限りなく天下・国家を鎮め護っていて下さる。そのご神霊は、そこかしこにお姿を現され、神のご功德をあまねくお示しになり、広くその冥加を行きわたらせておられる。

当社は真に延喜式内の一社で、お祀りする神はとりわけご神徳が高い。このためわが国の平和と繁栄を祈願する国家の祈禱所として、天皇のお遣わしになる使者が幣帛をささげる神社である。宇宙の万物、生きとし生けるもの全て、この大神(おおかみ)のお蔭を蒙らないものはない。敬い、信じるべきである。

この加富の神主・利安と、その神民(かみ)の長田氏(ながた)などが共に僕

(やつがれ)に請うて言う。『当社の旧事(ふるごと)を紙に認め、或いは板に記して

代々本殿に納めてきたが、経過した年月が幾千百年に及ぶかを知らない。

今これを開(ひら)きすると、半ばは朽ち破れ半ばは散り乱れ、その章(くさ)も

揃っておらず、また、その名字(な)さえ失われてしまっている。これを

序次(ついで)と欲(おほ)いが、昔の人の所作(しよさ)は、その年月さえも記して

(証)

いない。これでは恐らく、後世の人はその證(しやう)を失ってしまうであろう。

翁(おきな)、あなたに是非これを序(ついで)でもらいたい。勿辞(辞することなかれ)』

【神民は、神社に付属する民の意。僕(やつがれ)は、自分・私を表す謙讓語。旧事は「きゅうじ」で昔の事柄のこと。「閲する」は調べること。章は、件(くだり)と同じで、文章の記述の一部分を指す。名字は、人の名前であるが、ここでは、文章の見出し等も含む意味合いであろう。序次は順序を整えて並べるの意で、編纂とほぼ同じ意味。所作は、行為・やり方のこと。證は、あかし・証拠の意。序は、序次と同義。翁は、古老を指す尊敬語。勿辞の「勿(な)かれ」は、禁止に

用いる助字。勿辞は、辞退するなどの意味。漢文】

僕(やつがれ)は、文道(ふみち)を知らないし神事(かみこと)にさえ愚かである。

しかしながら、一つには神恩を報い、一つには二氏(ふたうじ)の望みを黙止

(もくし)することができず、自らの固陋(ころう)を忘れて、密かに二氏に

議(はかり)、旧記の朽ち破れたるを輯(あつめ)、散り乱れたるを拾い、これを

序次(ついで)、その間々(あいだいだ)にその村の老父(おじ)たちの世々に言い

伝えてきた諺(ことわざ)を記して、瑞籬(みぎき)に供える。

【文道は、学問(特に漢学や文学)のこと。神事は、神をまつる儀礼。二氏は、依頼人の二人を指す。黙止は、黙って捨て置くこと。固陋(ころう)は、かたくな・頑固の意。「議(ぎ)り」は、相談するの意。「輯(あつ)め」は、集めると同じ。老父は、老人・古老の意。諺は、ここでは古い言い伝え・伝承の意味であろう。瑞籬(みぎき)は、瑞垣(みぎがき)のことであるが、ここでは神前(神社・神殿)を表す言葉として使用】

いちがいに判っている事だけを記載せず、文章はいささかも飾らなかった。

ひとえに当社の神威が灼然(やくしん)にして利生(りしやう)の甚だ著しいことを、

後の世に言い伝え、後世の人をしてまた後世に伝えて、千々万代(ちぎやうよ)

まで永久に伝え知らしめることを願うのみである。仮令(たとえ)太神の玉心

(みこころ)に可愛と不欲(ほつぎ)といえども、平恕(たいしよ)なる神心(みこころ)を以て、

大直日神(おおちきのかみ)神直日神(かんなきのかみ)と受け幸祐(さいわいたすけ)たまえと言う。

【灼然(やくしん)は「しゃくぜん」、輝き明らかな様子。利生(りしやう)は、ご利益のこと。千々万年は、千年も万年も限りなくの意。玉心は神の心のこと。「可愛と不欲といえども」は、神意に叶うものでないとしてもの意味であろうか。平恕(たいしよ)は、やすらかなるの意。大直日神、神直日神は、見直し聞直して禍(邪悪)を祓い清める神のことで、

祝詞(のりと) などでは普通『神直日大直日(かむなほおほび)に見直し聞直し給ひて…』と表現される。邪悪な点があれば大直日と神直日の両神に祓い清めて頂いて…の意味であろう。「幸祐(さいけう)たまえ」は、神助をもって幸いならしめたまえの意味】

◆大意Ⅱ加富神社の神主と総代の長田氏らが共に私に頼んで言う。『当社の古い事柄を紙や板に記録して代々本殿に納めてきたが、どれほどの歳月を経たかを知らない。今これを調べてみると、それらの記録は半ば朽ち破れ半ば散乱、順序立てて整理したいと望んでも年月の記載のないものもありこのままでは後世の人は、当社の由緒の証拠となるべきものを失ってしまう。どうか翁、あなたのご格別のお力でこれを順序立て、整えてほしい。是非にもお引受け頂きたい。決して断らないでほしい』と。

私は学問に暗いし、神をまつる儀礼にすら精通していない。とは言え、神恩に報いることと依頼主の望みを黙って捨て置けないことから、自らの頑固さを忘れてこれを引き受けることにした。内々に二人と相談、古い記録の断片を拾い集め、それを順序立て、あいだあいだに村の古老の言い伝えを書き入れ神前にお供えた。

むやみに判っていることだけを書かず、また、いささかも文章を飾らなかった。ただひたすら、当社の神のご威光が著しく、甚だご靈験があらたかであることを後の世の人々に言い伝え、幾久しく知らしめることを願うのみである。たとえ大神(おおかみ)のご神意に添わぬものであったとしても、寛大なる御心によって邪悪を祓い清め、神助を以て幸いならしめたまえ。

于時(ときに)時あたかも

西年季秋上弦(としのこのきしゅうげん)西年の九月(しほのく)八日(やふ)旬

菰野郷(もものこう) 梶尾山神社(かじおのやまのじんじや)

(歎)

諏訪(すわ)大明神

前神主(まのかみぬし)

歡翁羽田光慧(かんおう・はたてるよ)

(普通 歡翁(かんおう)と羽田光慧(はたてるよ)と読む。歡翁は号である)

謹識(きんしき)謹んでしるす

当社正一位加富大明神化現以来之旧記頗依ニ朽敗散乱ニ而請ニ于

羽田光慧ニ而與レ之共次ニ其簡編ニ而以奉レ納レ焉矣 伏而祈ニ

一天泰平 社頭康栄 領主増運 神民繁昌ニ者也

【当社に正一位加富大明神が化現（げん）遷（せん）いらいの旧記、頗る朽敗（きうはい）朽（く）敗（ぱい）散乱したるに因り、ここに羽田光慧に請い、これを与えて共にその簡編を次ぎ（みづき）記録書の序を整え並（なら）編纂（へんさん）する以てこれを納め奉る。伏して一天泰平（いつてんたいへい）天下寧が静かに治まる（しづまる）・社頭康米（しゃとうこうまい）・領主増運（りやうしゆん）領主の運が増し強まる（しやうまる）・神民繁昌（しんみんはんしやう）神民が、賑わいさかえる（さかえる）を祈るものなり】

吉田郷小山田村

嫡子

神主 秦筑後守藤原息安（オキヤス）

父

前神主 秦讃岐守藤原利安（トシヤス）

敬白（けいびやく）敬（けい）て申し上げ（あげ）

孫

神主 秦相模守藤原忠安

彦

神主 秦讃岐守藤原文安

曾孫

神主 秦周防守藤原政安

曾々孫秦勇之代迄

式ヶ所合而

二拾二世也

曾々孫

願主 秦 勇 教安

【曾々孫秦勇の代まで

二ヶ所合わして

二十二世なり】

代官 長田利右衛門易庸（ヤスツネ）

（旧）

大庄屋 長田 善吾 吉舊（ヨシヒサ）

庄屋 長田忠左衛門竹翁（タケヒサ）

肝煎 伊藤又三郎 福永（トミナガ）

同 矢田銀右衛門健富（タケヨシ）

惣氏子中

【彦（ひこ）は、孫（まご）のこと（古訓（こく）言（こと）訓（しん）で、孫を「ひこ」とよむので、同音の

「彦」の字を当てたもの。曾孫(そそ)は孫の子、ひまご(ひまご)のこと。曾々孫は、曾孫の子のことであろう(普通これは、玄孫(げんそ)と書かれ、やしゃこ(或はやしゃこ)と訓読される)。肝煎(きいり)は、庄屋の補佐役のことで、普通「年寄」と言うが、菰野・桑名・亀山などの藩では肝煎と呼んだ。時代や地域によっては、名主・庄屋の別称としても用いられた。また、世話役の意味にも使われた。惣氏子中は「氏子一同」と同じである。惣は総、中は内の意】

◆以上のほか、原文(コピ)の行間や上部欄外に「書き込み」がある。いずれも後年のものと見られ、概ね年代の算出に関わるメモ書き程度のものであるが、史料の一部として左に列挙し(恒、雪の脇の欄を予備算の書き込みは除いた、若干の考察を加えた。

- ①天文元禄迄 百三十八年 一迄三百四十四年
- ②天文元年天正迄 四十年 明治八年迄二百九十九年
- ③寛永1624〜1626 寛永5年まで
- ④(寛文は一六六一〜一六六三 寛文三年までしかない)
- ⑤天正五年1577 再写ス

【考察】

①は、天文十九年に矢田監物が討ち死にしたとする記述の上部欄外にある。「天文元禄迄 百三十八年」は、天文十九年から元禄元年までの年数と合致する。また「一迄三百四十四年」は、いつからいつまでの年数なのか明示されていないが、②の「明治八年」をヒントに逆算すると、天文元年から明治八年までの年数がほぼこれに一致する。

②は、監物の子息・喜太郎が天正の頃まで浪々の身であったとする記述と国司・北畠氏が天正五年に没落したという記述の上部欄外にある。

「天文元年天正迄 四十年」は、天文元年から天正元年までの年数と、また「明治八年迄二百九十九年」は、天正五年から明治八年までの年数とそれぞれほぼ一致する。

③は、寛永二十年に再び社殿を造営したとする記述の上部欄外にある。「寛永1624〜1626 寛永5年まで」は、『寛永は西暦1624年から1626年まで。寛永は5年までしかない』の意味と推測されるが、これは年代表の読み誤りによる誤認であろう。ちなみに、寛永は西暦一六二四年の二月から一六四四年の十二月まで。

④は、寛文十一年に加富大明神の本社修理を行ったという記述の行間にある。「(寛文は一六六一〜一六六三 寛文三年までしかない)」は、先の③の例と同様、誤認によるものである。ちなみに、寛文は西暦一六六一年の四月から一六七三年の九月までである。

⑤は、この文書を完成させた神主等がそれを神前に捧げた時期を示すと

見られる紀年「于時^(とき) 酉年季秋上弦」の上部欄外にある。

「天正五年1577 再写ス」は、『天正五年西暦1577年に再写した』の意味に受け取れるが、明和二年（一七六五）以降にまとめられたと見られるこの『神社記』が、天正期に再写されることは有りえない。

もし天正期に再写したとすれば、それは、連綿と伝えられた旧記、即ちこの神社記作成の基になった諸記録を指すのであろう。また、一つの推論に過ぎないが、明和二年が乙酉^(きのとり)の年であり、「于時 酉年季秋上弦」の酉年に合致することから、明和二年に再写したということかも知れない。或いは、書き込みの②にあった「明治八年」にこの社記を再写したということかも知れない。いずれにしても、寺社に伝わる旧記などを折々に書写して次代へ引き継ぐ作業は、古来当然に行われてきた。戦乱の時期には焼失等に備えて、平時には分社の際などに、また時代の節目には官の求めに応じて、…など、様々な事情から、何度もコピーを重ねたことは十分に考えられる。なお、厳密に言えば、「再写」は原本を写すのではなく、「写し」をさらに写しとるの意味であろう。

◆その他参考事項

原文記載の事柄について、その事実関係を確認する等の目的で他の史・資料にも当たった。参考になると思われるものを一部抜粋して、左に紹介する。

◎加富神社 羽木村に座す。采女七郷の惣社とす。祭神詳^(つまつ)ならず。

俗に火ノ宮明神と称す。本社^(ほんじ)の梁棟文^(はりのき)によれば、社殿修造に伴う御遷宮の時期は、天文五年丙申^(ひのえのさる) 酉^(うし)曆^(りき)五月^(ご)八月十一日亥^(い)の刻、願主は藤原朝臣後藤方綱、神主は秦五位綱安。また、永禄十三年庚午^(かのえのうま) 酉^(うし)曆^(りき)二月^(に)二十四日の午^(うま)の刻にも御遷宮。この時の願主は、藤原ノ朝臣後藤藤勝。【三国地志】

◎加富神社 火明命^(ほあかりのみこと)。姓氏録^(しやうじろく)弘治六年^(こうじろく) 酉^(うし)曆^(りき)八月^(はち)に成立した「新撰姓氏録」のことに云う、采女朝臣は火明命六世の孫也。又、饒速日命^(にぎはるひのみこと)と云う。

羽木村采女七郷の惣社。【伊勢国誌】

◎山田堡^(やまのぼり) 矢田監物居守す。【三国地志】

◎山田城址 山田村字吉田ガ原に在り…。伝え言うには、応仁の頃矢田監物丹波国より来たり、城を築いて居す。天正十八年^(てんしょう) 酉^(うし)曆^(りき)五月^(ご)小田原ノ役に従い戦死。【伊勢名勝志】

◎采女堡 羽木村にあり後藤氏数代居守す。【三国地志】

◎采女城址 采女村字北山に在り…。元久ノ乱後、後藤實基が本郡を管す。

采女正某に至り、永禄十一年^(えいりく) 酉^(うし)曆^(りき)五月^(ご)信長に滅ばされ廃城。【伊勢名勝志】

◎西坂部城址 西坂部村字城に在り。…元久^(げんきう) 年中^(なちゅう) 酉^(うし)曆^(りき)三十四^(さんじゅうよ)・五^(ご)に

平氏ノ乱の若菜五郎の党人・萩原小太郎ここに居す。平賀朝雅に亡され
廃城。【伊勢名勝志】

◎遍照院ニ東坂部に在り。…元久元年、萩原政氏（公卿）の菩提所となる。【伊勢
名勝志】

◎波木ニ羽木ニ歸誌、萩（希冀亭）とも書く。内部川支流足見川左岸の低位段丘
砂礫層の上に位置する。古くは「火（加）富村」と称したという（県史）。
古代の土豪・辻家の氏神で式内社「加富（火富）神社」（もと、火の宮・
日の宮）が字宮山（萩山ともいう）にあり、加富神社は中世後藤氏の時代も
采女郷六ヶ村の総社としての神域を維持したので、その鎮座する字名の萩（
はぎ）を村名にしたものと思われる。【日本地名大辞典・三重県】

◎山田御厨（みくら） ニ南北朝期ノ室町期に見える地名。小山田御厨ニ南北朝期に
見える地名。天正十一年の「内宮神領本水帳」にも「おやまた」と見える。
四日市市小山町、或いは山田町に比定されるか。【日本地名大辞典・三重県】

◎詠史『三重賦』（みえ）の一節

「…／加富ハ羽木村／七郷の／ミやとまつりて／そのもとハ／采女の朝臣／
にきはやニ日／又もミの後と／見えぬれは／はや日の宮の／りやく
ならむ／天文五年／このかたの／棟ふたニもあり／…」

「…／山田はミくり／あるハまた／南山田と／いひけらし／小山ももとハ／
ミくりあり／川嶋あるひハ／舛山田／又北山田と／ミくりあり／…」【三重賦】

◇

◇

三国地志（宝暦年間 藤堂元甫編纂）伊勢国誌（天明年間 山田安在著）
伊勢名勝志（明治二十二年 宮内黙藏著）三重賦（国学者・萱生由章）
享保二々安永四年ニ著 四日市市史第十卷ニ「采女」掲載）日本地名大辞典
第二十四卷・三重県 「角川日本地名大辞典編纂委員会」編纂（昭和五十八年刊）

《以上》